

石綿粉じん排出等作業実施届出書

年 月 日

石川県知事 様

届出者
住 所
氏 名
〔 法人にあつては、名称 〕 印
〔 及び代表者の氏名 〕
電話番号

石綿粉じん排出等作業を実施するので、ふるさと石川の環境を守り育てる条例第82条の5第1項（第2項）の規定により、次のとおり届け出ます。

特 定 工 事 の 場 所	(特定工事の名称)		
石綿粉じん排出等作業の種類	ふるさと石川の環境を守り育てる条例施行規則第32条の5の表 1の項 解体作業（石綿含有吹付け材） 2の項 改造・補修作業（石綿含有吹付け材） _____ (件) 3の項 解体・改造・補修作業（保温材等） _____ (件) 4の項 特定建築材料の事前除去が著しく困難な解体作業		
石綿粉じん排出等作業の実施の期間	年 月 日から	整理番号	
	年 月 日まで	受理年月日	年 月 日
特 定 建 築 材 料 の 種 類	石綿含有吹付け材・保温材等	審 査 結 果	
特 定 建 築 材 料 の 使 用 箇 所	見取図のとおり		
特 定 建 築 材 料 の 使 用 面 積	m ²		
石綿粉じん排出等作業の方法	別紙のとおり		
参 考 事 項	石綿粉じん排出等作業の対象となる建築物の概要	耐火・準耐火・その他 延べ面積 m ² (階建)	備 考
	注文者の氏名又は名称		
	届出をする者の現場責任者の氏名及び連絡場所	電話番号	
	下請負人が石綿粉じん排出等作業を実施する場合の当該下請負人の現場責任者の氏名及び連絡場所	電話番号	

- 備考
- 「石綿粉じん排出等作業の種類」欄は、該当するものを で囲むこと。
 - 石綿粉じん排出等作業の対象となる建築物又は建築物の部分の見取図を添付すること。見取図には、主要寸法及び特定建築材料の使用箇所を記入すること。
 - 「参考事項」欄に所定の事項を記載した場合は、ふるさと石川の環境を守り育てる条例施行規則第32条の6第2項第1号に掲げる事項のうち石綿粉じん排出等作業の対象となる建築物の概要及び同項第3号から第5号までに掲げる事項を記載した書類を添付したものとみなす。
 - 2以上の石綿粉じん排出等作業についての届出は、当該2以上の石綿粉じん排出等作業が同一の建築物について行われる場合に限り、1の届出書によって届出をすることができる。
 - 欄は、記載しないこと。
 - 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。
 - 届出者本人（法人にあつては、代表者に限る。）が署名する場合は、押印を省略することができます。

石綿粉じん排出等作業の方法

特定建築材料の種類		石綿含有吹付け材 ・ 保温材等
特定建築材料の処理方法		除去 ・ 囲い込み ・ 封じ込め ・ その他
集じん・排気装置	種類、型式及び設置数	
	排気能力(m^3/min)	(1時間当たり換気回数 回)
	使用する高性能エアフィルタの種類及びその集じん効率(%)	
使用する資材及びその種類		
その他石綿粉じんの排出又は飛散の抑制方法		

- 備考 1 この様式は、石綿粉じん排出等作業ごとに作成すること。
- 2 「使用する資材及びその種類」欄は、湿潤剤、固化剤等の薬液、隔離用のシート、接着テープ等の石綿粉じん排出等作業に使用する資材及びその種類を記載すること。
- 3 「その他石綿粉じんの排出又は飛散の抑制方法」欄は、ふるさと石川の環境を守り育てる条例施行規則第32条の5の表に規定する同等以上の効果を有する措置の内容、散水の方法、囲い込み又は封じ込めの方法等を記載すること。
- 4 作業場の隔離状況及び前室の設置状況を示す見取図を添付すること。見取図は、主要寸法、隔離された作業場の容量(m^3)、集じん・排気装置の設置場所及び排気口の位置を記入すること。